

仕様書（案）

1 件名

区制80周年記念 景観まち歩き普及啓発イベント業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

3 業務の目的

景観をテーマにした謎を解きながら、まち歩きを行い、景観について発見、理解を深めることを目的とする。

4 業務内容

次のとおり、イベントに係る企画運営業務を実施する。

なお、イベントの形式は、参加者が謎を解いてヒントを集め、指示されたチェックポイントを順に巡り、全てのチェックポイントを巡った後に最終の謎解きに挑戦し、正答した場合には賞品申込みが可能となるものとする。

(1) イベントの企画立案及び運営

イベントは、以下のア～ケに挙げる各項目に留意の上で実施すること。

なお、企画内容は提案をもとに受託者と委託者の協議により変更する場合がある。

ア イベント実施期間

令和8年10月1日から令和8年11月1日まで

イ 対象者

メインターゲットは小中学生の児童・生徒がいるファミリー層とし、その他、区内外の幅広い世代が参加できる内容とすること。

ウ 参加方法

参加者が、区内関係施設に配架する参加冊子又はイベントWebページ等に掲載するデータ版の参加冊子を印刷し、謎を解く形式とすること。

エ 参加費

無料

オ 謎解きのコース

文京区内の根津景観形成重点地区を中心としたエリア（以下「エリア」という。）とする。小学生が気軽に参加できるよう、2、3時間程度で回ることができるコース設定とすること。

カ 冊子の仕様

（ア）冊子は、折り畳んだりすることでヒントなどが得られる仕組みとすること。データ版の参加冊子も同様の仕組みとなるよう、印刷用ファイルの配置等を調整すること。

（イ）区制80周年記念イベントとして実施するため、過去（可能であれば80年前）と現在の景観を見比べる仕組み、根津の地域の歴史を知る事ができる仕組みを盛り込むこと。

（ウ）エリアの景観に関する情報を掲載し、景観への理解を図ること。

（エ）冊子掲載施設の選定及び施設との調整は、区が行い、掲載情報の作成は受託者が行うこととす

る。

(オ) 冊子はユニバーサルデザインなどに配慮し、分かりやすく読みやすい工夫をすること。

キ Webページ等の開設

謎解きの専用のWebページ等を開設し、謎解きの回答、アンケート、賞品の応募の全てがスマートフォン等で行えるようにすること。Webページ等はユニバーサルデザインなどに配慮し、分かりやすく読みやすい工夫をすること。また、練習問題を作成し、Webページ等に掲載すること。

なお、サーバー利用費や期間中の保守にかかる経費は、受託者において負担すること。

ク 記念品の送付等

謎解き正答者のうち、アンケート回答者を対象に、抽選で記念品を贈ることとする。受託者は、事業執行担当者に応募者一覧を提出すること。抽選は区が行い、抽選賞品の用意・発送は、受託者が行うこと。また、根津にある店舗の品を記念品として提案すること。

なお、記念品は、送料込み1,500円程度20名分とし、発送は令和8年12月末までに完了すること。

ケ アンケートの収集及びデータ集計・分析

イベント参加者へアンケートを実施し、参加者の集計・分析をすること。回答方法については、基本的にWebページ等を使用して簡潔に回答できるようにすること。

なお、設問内容については、本イベントの効果を計ることが可能な設問になるよう、区と事前に協議の上決定すること。

(2) 制作物及び告知方法

ア イベントで使用する必要な制作物については、(1)の内容を踏まえ、以下のものを作成すること。

なお、制作物の規格及び部数は、区と受託者の協議により変更することができる。

- ・参加冊子（B5判両面カラー8ページ、10,000部）
- ・告知ポスター（A3判カラー、300部）
- ・告知チラシ（A4判両面カラー、20,000部）うち220部は三つ折りとする。
- ・イベントWebページ

校正は2回程度。詳細は事業執行担当者と協議の上決定すること。

イ 上記アにおける制作物に必要な写真等は、受託者が用意すること。

ウ チラシ及びポスターの配付等の作業については、次のとおり行うこと。

(ア) 封筒（角型2号）は、受託者が用意し、封入作業を行う。

(イ) 児童館、図書館、地域活動センター（35箇所）

a 封入数については、区が指定する。

b 鏡文の作成及び発送は、区が行うものとする。

(ウ) 区立小中学校、区内の国立及び私立小中学校（51校）

a 鏡文は区が作成する。

b 封入数については、区立小中学校は在籍人数分、国立及び私立小中学校は各校50枚程度とし、詳細の封入数については、区が指定する。

c 受託者の負担で発送する。（普通郵便で51校分）

エ イベント運営マニュアルを作成すること。

(3) 委託業務の運営管理

- ア 委託期間中において、企画・制作の進行管理及び各種手配等、区との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。
- イ 4(1)(キ)の練習問題参加数や4(1)(ケ)のイベント参加者へアンケートの回答数等から、イベントの参加者数を把握できる仕組みを作り、データを区に情報提供することとし、イベント期間中は、1週間ごとにデータ提供を行うこと。

(4) 報告書の作成

事業終了後、実績報告書を作成し、提出すること。

5 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、区に提出するものとする。

6 著作権

- (1) 受託者は、本契約の履行に伴い制作する全ての成果物（地図、イラスト、写真（未使用含む）、ロゴ等）の著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、全て無償で区に譲渡するものとする。ただし、受託者が本契約締結以前より有していた権利はこの限りではない。
- (2) 受託者は、区に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、区以外の第三者に譲渡しないこと。
- (3) 受託者は、制作し、納品したコンテンツについて、区が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこと。但し、受託者が制作し、納品したコンテンツに改変を加え使用する場合、委託者は受託者に事前に確認することとする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。
なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続をとった上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と区との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) コンテンツが第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合、その他、原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

7 納入成果物

受託者は、以下の成果物を納入すること。

- (1) 4(2)アの参加冊子、告知ポスター及びチラシ
- (2) 4(2)アの参加冊子、告知ポスター及びチラシの電子データ（PDF形式、電子メールにて納入）
- (3) 4(2)エのイベント運営マニュアルの電子データ（PDF形式、電子メールにて納入）
- (4) 4業務内容の実績報告書の紙形式及び電子データ（PDF形式、電子メールにて納入）

8 秘密の保持

本契約の履行に当たり、受託者及び従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
なお、この義務は本契約終了後も継続する。

9 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するToRemoveを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者と行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (10) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

11 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 TEL 03(5803)1150

事業執行担当者 都市計画部住環境課景観担当 藤田、小川 TEL 03(5803)1240